

し、寄附額が多くなるにつれ、周囲の期待も高くなり、他の市町と比べられることもしばしばありました。人員が少ない中、金額で評価されがちな職員へのプレッシャーや、専門性が求められる、非公共的な特殊性をもつ仕事であること、返礼品の開拓やフレーム対応、担当職員は慣れても数年での異動を余儀なくされるなど、一部の職員に専念させるのは精神的にも身体的にも厳しいと判断し、当時の他市町の動向、実績も参考に、いろんなことを勘案し専門的な法人設立を考えたこととです。

このことにより、経費の節減はもとより、返礼品や運営体制の更なる充実・強化、そして制度のもう一つの目的であった雇用を創出し、起業を促す、また商工会との連携、イベントの開催など、町づくり業務も補完しながら町の活性化、振興にも繋げることを目的として、私が発起人として、無報酬の設立時社員となり、平成30年4月に一般社団法人として立ち上げたところ

**企画政策課長** ②大町町では、

返礼品納入協力事業者として、総務省の掲げる「ふるさと納税制度」に合致している事業者かを、面接等で経営実態、返礼品などを確認してから、あくまでも協力事業者として協力をしていただいています。

### 被災者生活支援について

藤瀬 都子

**議員** ①被災者生活支援窓口では、どのような相談を受けられていたのか。また種類ごとの対象件数、申請済件数等は現在どうなっているか。

②被災者への公営住宅支援については、政策空き家として確保されているが、中は湿気が多い所や床が抜けた所があり、入居するには修理が必要な状態である。2年で2回も災害にあうと古い家は補修もできない。安心して住める場所の確保を。

以上2点について問う。

**会計課長** ①大町町での災害

被害程度は「中規模半壊から一部損壊の床下浸水」までの被害で、合計340戸の家屋が被害を受けました。

・「税の減免」については、340戸の全世帯員が対象。  
・「保険料」のうち、後期高齢医療保険料は災害被害程度が「中規模半壊・半壊」の204戸、介護保険料は災害被害程度が「床上浸水」の248戸の世帯員が対象。  
・「医療費の窓口一部負担金免除」については、災害被害程度が「中規模半壊、半壊」の204戸の世帯員が対象。

・「災害見舞金の支給」については、340戸の全世帯員が対象で339世帯の申請があり、申請者全員に支給されています。

・「災害義援金」については、災害被害程度が「床上浸水」の248戸の世帯主が対象で、一次配分として佐賀県配分と共に支給されています。

日常生活支援として、  
・「水道料の免除」と「し尿汲み取り料の助成」は、340戸全世帯が対象で、8月から10月分の3か月分を助成しています。

・「布団や炊飯器等の生活必需品の支給」については、災害被害程度が「床上浸水」の248戸の世帯主が対象で、

そのうち希望された218戸の世帯主が申請され、「災害援護資金の貸付」については、申請がありませんでした。

・「被災住宅の応急修理」については、災害被害程度が「中規模半壊・半壊・準半壊」の238戸の世帯が対象で、現在までに186世帯の申請がありました。

・「被災者生活再建支援金」については、災害被害程度が「中規模半壊・半壊」の204戸の世帯が対象で、現在まで86世帯の申請がありました。

・「公営住宅の目的外使用」については、災害被害程度が「中規模半壊・半壊」の204戸の世帯が対象で、現在までに16世帯が入居中です。

・「暮らし再建補助金」については、災害被害程度が「床上浸水」の248戸の世帯が対象で、117世帯の申請がありました。

・「住宅再建補助金」については、災害被害程度が「中規模半壊・半壊」の204戸の世帯が対象で、住宅を新築あるいは購入された場合、最大100万円を補助するものです。

・「大町町事業再興頑張ろう応援金」については、令和元年及び令和3年の両年で被害を受けた80人の事業者が対象で、現在までに69人の申請がありました。

### 農林建設課長

②被災者については、居住の安定を図り自立を支援する観点から、町営住宅および県営住宅の目的外使用を支援しているところです。

目的外使用許可の対象となる住宅においては、一般入居が可能な住居を中心に提供していますが、個人の希望など諸般の事情を勘案し、修繕が必要な場合は、修繕を行うて提供しています。

なお、今後も公営住宅等を活用し、被災者の居住の安定を図り、その自立を支援する観点から、一時避難場所として活用していきます。

### ひじり学園小学部のグラウンドについて

**議員**

現在は主に社会体育のサッカー部が使用している。サッカー部の練習は17時から19時までグラウンドを使用されている。相撲場が解体されて